阿賀野市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務公募型プロポーザル募集要領

１　趣旨

阿賀野市では、外国語活動、英語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るとともに、児童生徒の国際感覚及びコミュニケーション能力を高めることを目的として、外国語指導助手（以下、「ＡＬＴ」という。）を阿賀野市立小中学校に配置している。

ついては、ＡＬＴを小中学校に派遣して、教員と連携・協力し、業務を遂行することができる事業者を公募型プロポーザルにより募集する。

２　業務概要

（１）業務名

阿賀野市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務

（２）業務内容

別紙「阿賀野市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務仕様書」のとおり

（３）履行期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（４）見積限度額

４３，５００，０００円（消費税及び地方消費税を除く。３年間の総事業費）

なお、本業務に係る令和９年３月３１日までの準備期間中に生ずる費用は、本契約金額の対象外とする。

３　参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

（１）応募表明書の提出時点において、令和７・８年度阿賀野市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（大分類：役務の提供、中分類：生徒・児童指導補助業務、小分類：外国語の分類に登載されている者）

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）阿賀野市から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）阿賀野市暴力団排除条例（平成２３年阿賀野市条例第３０号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、破産法（平成１６年法律第７５号）若しくは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく申立てをしておらず、同法の適用を受けていないこと。

（６）過去５年以内に、事業主が出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）による処分を受けていないこと。

（７）過去５年以内に、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。

（８）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

（９）国税、地方税の滞納がないこと。
（10）一般労働者派遣の許可を有すること。
（11）新潟県内の地方公共団体又は学校法人において、ＡＬＴの派遣業務を継続して２年以上経験し、かつ契約を履行完了した実績があること。ただし、複数年契約で履行を継続しているものについては、満１年間を経過していること。
（12）別紙「阿賀野市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務仕様書」及び「阿賀野市が目指す外国語教育」に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

４　プロポーザルのスケジュール

内　容	日　程
募集要領の公表	令和８年１１月２４日
応募表明書等の提出期限	令和８年１２月７日
質問書の受付期間	令和８年１１月２４日から令和８年１２月７日まで
質問書の回答	令和８年１２月２１日
参加辞退届の提出期限	令和８年１２月２８日
企画提案書等の提出期限	令和８年１２月２８日
書類審査	令和９年１月中旬
プレゼンテーション	令和９年２月上旬（予定）
選定結果の通知	令和９年３月上旬
契約締結	令和９年３月中旬

５　プロポーザル参加に係る提出書類

（１）提出書類及び提出部数

①応募表明に係る提出書類

ア　応募表明書（様式１）　１部
イ　参加資格確認書（宣誓書）（様式２）　１部
ウ　会社概要書（様式３）及び会社概要がわかるパンフレット等　１部
エ　業務実績調書（様式４）　１部

②企画提案に係る提出書類

ア　企画提案書等提出書（様式５）　１部
イ　企画提案書（任意様式）　９部（正本１部、副本８部）
　下記「８　企画提案書の作成」を参照すること。
ウ　見積書（様式６）　１部

（２）提出の期限、方法及び場所

①提出期限

ア　応募表明に係る提出書類
　＜応募表明書、参加資格確認書（宣誓書）、会社概要書及び会社概要パンフレット等、業務実績調書＞

令和８年１２月７日（月）午後５時まで

イ　企画提案に係る提出書類

＜企画提案書提出書、企画提案書、見積書＞

令和８年１２月２８日（月）午後５時まで

②提出方法

持参又は郵送。電子メールでの提出は、不可とする。

郵送の場合は、特定記録郵便又は簡易書留とし、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

③提出場所

〒９５９－１９１９　新潟県阿賀野市山崎７７番地

阿賀野市教育委員会　学校教育課　学校支援係

６　質問の受付及び回答

募集要領等に関する質問の受付及び回答については次のとおりとする。

（１）質問方法

質問書（様式７）を用いて電子メールにより行い、送信後、阿賀野市教育委員会学校教育課へ電話にて着信確認を行うこと。

メール件名は「ＡＬＴ派遣業務質問書の送付」とすること。

メールアドレス：gakkokyoiku@city.agano.niigata.jp

電話：０２５０－６２－２７９０

（２）質問書の受付期限

令和８年１２月７日（月）午後５時まで

（３）質問書の回答

令和８年１２月２１日（月）までに阿賀野市ホームページにて一括掲載して回答する。

（４）注意事項

・質問は、１事業者につき１回までとする。

・質問の提出は、受付期限までとし、期限を過ぎた場合には回答しない。

・理由の如何を問わず、担当者が認知しなかった質問には回答しない。

７　応募表明後の辞退

応募表明書（様式１）を提出後に辞退する場合は、令和８年１２月２８日（月）午後５時までに参加辞退届（様式８）を提出すること。なお、辞退を理由として不利益な取扱いは行わない。

８　企画提案書の作成

（１）企画提案書の形式

・企画提案書についてはＡ４縦型、横書き、左綴じ、両面印刷で作成すること。（Ａ３版による折込ページの挿入は不可）

・文字は、注記を除き１１ポイント以上の大きさとすること。

・頁数は、表紙・目次を除き６０ページ以内とし、ページ番号を付すこと。

（2）企画提案書の内容

・企画提案書は、仕様書に基づき、事業者が責任を持って必ず履行できる内容とし、すべて見積提案額に含まれた提案とすること。

・企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは注記を付すこと。

・企画提案書の記載内容及び順番は次のとおりとすること。

1　会社概要・組織体制	
	（1）会社概要
	（2）基本理念と事業方針
	（3）地方公共団体、学校法人へのＡＬＴ派遣業務実績（令和６年度～令和８年度の年度ごとに派遣先別（小学校・中学校・高等学校・その他）
	（4）業務実施体制
2　ＡＬＴの採用・研修	
	（1）採用方法及び採用基準
	（2）研修期間及び研修内容
3　ＡＬＴの労務管理	
	（1）労務管理体制、連絡体制及び相談支援体制
4　危機管理	
	（1）危機管理体制
	（2）法令順守
5　学校及び教育委員会への支援	
	（1）学校及び教育委員会への支援体制
6　教育内容（外国語の教育プログラム・指導法）	
	（1）学習指導要領を踏まえ、外国語活動や英語教育の授業におけるＡＬＴの効果的な活用についての提案
	（2）児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力向上に向けた提案

（3）企画提案書の留意事項

・企画提案書は、１事業者につき１案とする。

・提出期限を過ぎた後は、本市が補正等を求める場合を除き、企画提案書の修正又は変更について一切認めない。

９　審査方法等

（1）審査方法

・契約の相手方となる候補者（以下「事業候補者」という。）の選定は、阿賀野市外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、書類審査とプレゼンテーションにより審査を行う。

・参加者が１事業者であっても、審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

・審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。

（２）プレゼンテーション

・実施予定日時　　令和９年２月　日（　）午後　※詳細は、参加者に別途通知する。
・会場　　阿賀野市笹神支所　※詳細は、参加者に別途通知する。
・説明時間は、１参加者３５分以内（提案説明２０分以内、ヒアリング１５分以内）とする。
・プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書に沿って説明すること。企画提案書の内容と異なる説明や、追加資料の配布は認めない。
・プレゼンテーションでパソコンやプロジェクター等の機材を使用する場合、機材はすべて参加者が用意すること。また、準備は１０分以内（説明時間には含まない。）で行うこと。
・参加人数は、１事業者３人以内とする。
・プレゼンテーションの順番は、応募表明書の到着順とする。

（３）事業候補者の選定

選定については、審査委員会で「企画提案評価」と「価格評価」を行い、企画提案評価点と価格評価点の合計（総合評価点）が最も高い事業者を事業候補者として選定する。

① 企画提案評価

・提出された書類、プレゼンテーションの内容に対する審査及びヒアリングにより評価する。９人の審査委員（教育長、財務課長、学校教育課長、教育センター長、英語担当教育指導主事、小学校長代表、中学校長代表、小学校外国語活動担当教諭、中学校英語科担当教諭）の平均点を算出し、小数点第２位以下切り捨てとする。

②価格評価

・企画提案書提出者の見積書の封書を審査委員長が開封し、全審査委員により見積提案額を確認するものとする。
・価格評価は、最低提案額を提示した事業者の価格評価点を10点満点とし、その他の事業者の価格評価点は、最低提案額からの割合に基づき算出する。価格評価点は、小数点第２位以下切り捨てとする。
・見積提案額が見積限度額を超えた場合は、審査の対象外とする。

③評価点の算定

・企画提案評価点と価格評価点の合計を総合評価点とする。

④総合評価点が同点となった場合の取扱い

・総合評価点が同点となった場合は、企画提案評価点の高い事業者を事業候補者とする。

⑤評価基準

・各審査の評価項目及び評価事項は次のとおりとし、審査委員が採点を行う。

【企画提案評価】

評価項目	評価事項	配点
会社概要	・ＡＬＴを十分に派遣できる経営規模を有し、本事業を履行できる能力はあるか。	5
基本理念と事業方針	・外国語教育や国際理解教育を推進しようとする姿勢があるか。 ・本事業に参画する強い意志、自信と熱意が感じられるか。	5
地方公共団体、学校法人へのＡＬＴ派遣業務実績	・ＡＬＴの派遣業務について、豊富な経験や実績を有しているか。	１０
業務実施体制	・ＡＬＴの業務遂行のための適切な運営体制（スタッフ体制、役割分担）となっているか。 ・ＡＬＴ派遣業務において、経験豊かな担当者による実施体制となっているか。	１０
採用方法及び採用基準	・優秀なＡＬＴを採用するための方法や採用基準（学歴資格、日本語能力等）となっているか。	5
研修期間及び研修内容	・研修計画が組まれ、派遣前だけでなく、派遣中においても十分な研修が行われるか。 ・研修内容は、児童生徒の実態に応じた指導が行えるようなものか。	5
労務管理体制、連絡体制及び相談支援体制	・日常生活の支援を含め、ＡＬＴとの連絡体制等、労務管理は適切か。 ・勤務状況の確認及び業務評価を適切に実施し、評価の結果を活用しているか。	１０
危機管理体制	・ＡＬＴの休暇・病気・遅参等や緊急時に柔軟に対応できる体制となっているか。 ・欠員が生じた場合の補充体制が整っているか。	１０
法令順守	・業務上知り得た個人情報及び学校運営上の秘密の漏洩の防止対策が適切に講じられているか。	5
学校及び教育委員会への支援体制	・学校や教育委員会への連絡、サポート体制は充実しているか。 ・教育委員会、学校等からの要望、苦情等に適切に対応できる体制となっているか。	１０
学習指導要領を踏まえ、外国語活動や英語教育の授業におけるＡＬＴの効果的な活用についての提案	・阿賀野市の外国語教育について共通理解がなされているか。 ・学習指導要領を踏まえ、子どもの資質・能力の育成に寄与することのできる提案になっているか。 ・外国語教育の小中連携が考えられている提案になっているか。	１０
児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力向上に向けた提案	・児童生徒のコミュニケーション能力向上と国際理解につながり、関心、意欲を高める工夫があるか。	5
合　　計		９０

＜採点基準＞Ａ特に優れている…配点×1.0　Ｂ優れている…配点×0.8　Ｃ相当…配点×0.6
Ｄやや劣る…配点×0.4　Ｅ劣る…配点×0.2

【価格評価】

評価項目	算出方法	配点
提案価格（総額）	価格評価点＝（最低提案額／提案者提案額）×配点10点	１０

（４）選定結果の通知

選定の結果は、参加者全員に対し、書面にて通知する。

なお、審査内容、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

１０　その他

（１）契約の締結

事業候補者と細部について協議し、業務内容を確定した上で契約を締結する。なお、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の事業者から順次交渉を行う。

（２）費用負担等

企画提案等に要するすべての費用は、事業者の負担とする。

（３）提案書類の扱い

提出された書類等は返却しない。また、その著作権等の主張は認めないものとする。

（４）再委託の禁止

本業務の受託者は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。

（５）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

①参加要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

③選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

④プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

⑤見積提案額が、見積限度額を超過した場合

（６）言語及び通貨単位

提案書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

１１　問い合わせ先

阿賀野市教育委員会　学校教育課　学校支援係

〒959-1919　　新潟県阿賀野市山崎７７番地

電話　0250-62-2790（直通）　　ＦＡＸ　0250-63-2115

E-mail　gakkokyoiku@city.agano.niigata.jp